

創刊 50 号

NO.50

2008. 4 vol.16

産廃振興財団NEWS

環境と産業の未来のために



—CONTENTS—

- 財団NEWS創刊50号(財団設立15周年)を迎えて
(財)産業廃棄物処理事業振興財団専務理事 飯島 孝
- 産業廃棄物処理・リサイクルを支える財団に
(財)日本環境衛生センター理事長 小林 康彦
- 循環型社会における産業界の役割 [新シリーズ第3回]
(社)日本ガス協会環境部長 加賀城 俊正
- 産廃振興財団の動き
 - 助成事業 3社への助成決定
 - 優良化事業 アンケート調査結果
 - 経営塾第5期生募集



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

巻頭言

財団NEWS創刊50号 (財団設立15周年) を迎えて



(財)産業廃棄物処理事業振興財団専務理事

飯島 孝

産廃振興財団 NEWS が創刊 50 号を迎えました。当財団も平成 4 年 12 月の設立以来 15 年を経過しました。財団設立前後の状況につきましては、特別寄稿において、当時厚生省水道環境部長、その後財団常務理事として財団の設立にご尽力された小林康彦氏からご紹介いただいております。

設立 15 年を経て、当財団の業務を見ると、設立当初からの業務である産業廃棄物処理施設の整備に関わる債務保証事業に加えて、平成 10 年には前年に改正された廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理センターの指定を受けて不法投棄対策事業を実施するとともに、設立当初から取り組んできた PCB 廃棄物の処理について、環境省の委託を受けた処理技術評価委員会の運営や、日本環境安全事業株式会社の PCB 廃棄物処理事業に対する技術支援を行っています。さらに平成 15 年度からは環境省の委託を受けて、産廃処理の構造改革を実現するための産業廃棄物処理業優良化推進事業を実施するなど幅広く業務を展開してきました。また最近では、産業廃棄物処理業経営塾の開講、微量 PCB 混入電気機器の処理方策の検討、アスベスト廃棄物の無害化処理技術の検討、汚染土壌の搬出管理調査、PCB 汚染土壌の対策調査等の新たな業務にも取り組んでいます。

こうしてみると、産廃振興財団はこれまで順調に事業展開が図られ順風満帆の勢いにあると思わ

れます。今後の展望を考えると、当財団の主要事業である PCB 廃棄物処理支援事業や不法投棄対策事業は負の遺産を解消するための事業であり、いずれも PCB の完全処理、不法投棄の撲滅までという目標期限が見えているものです。しかしながら、PCB については、最近になって、微量の PCB が非意図的に混入したトランジスター、コンデンサー等の電気機器が推定で全国に百万台以上存在することが判明し、その処理体制を早急に整備する必要があること、また、不法投棄を完全に撲滅するためには、効果的な未然防止対策が将来にわたって継続的に図られなければならないことから、当分の間はこれらの課題を解決するための努力を続ける必要があります。さらに、産廃処理の構造改革のための優良化推進事業は 5 年間の助走期間を経てこれから本格的な巡航段階に入るところであり、産廃経営塾も既に 4 期を終了し、130 名を超える卒塾生が今後の業界発展のリーダーシップをとることが期待されています。

本年 12 月には公益法人改革法が施行されますが、この機会に、産廃処理の構造改革を進め、負の遺産の解消を支援するという当財団の社会的使命を改めて自覚し、新制度下においてもその役割の重要性を損なうことなく、引き続き公益的役割を果たすべく更なる事業展開を図って行きたいと考えています。



小林 康彦

産業廃棄物処理・リサイクルを支える財団に

産廃振興財団の設立期前後の状況

(財)日本環境衛生センター理事長

1. 祝ニュース第50号

「産廃振興財団ニュース」が第50号を迎えた。創刊号が1993年11月発行であり、毎号充実した誌面を提供されてきたことに敬意を表したい。財団の創設に厚生省水道環境部長として、ついで財団の常務理事として関係した立場で創設期前のことなど書いて欲しいとの依頼を受けた。ニュースの誌面に書き留められていないことなど記憶をたどってみたい。

2. 平成3年の廃棄物処理法改正で廃棄物行政は大きく方向転換した

現在の廃棄物処理・リサイクルは「循環型社会形成を目指し」「3Rの推進を図る」ことを基本の流れにおいている。その方向が打ち出されたのは平成3年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)の改正であった。

廃棄物処理法は1970(昭和45)年の公害国会で「清掃法」に代わって制定された。当時はまだ古物の取引がビジネスとして成立していたためもあり、廃棄物行政ではリサイクルには深入りしないとの暗黙の了解のもとに法案が作成されたと聞いている。その後、ものが豊富に出回り、使い捨て、

あるいは、未使用でも廃棄物として排出されるようになると、受身の形での廃棄物処理では行き詰まりを生じていた。

1991(平成3)年改正の最初の動機は千葉市のごみが600km離れた青森県田子町で不適切に処分され社会問題となった事案であった。1989(平成元)年5月23日に青森県田子町の住民から三栄化學工業が設置している最終処分場に関する苦情があり、同日三戸保健所が立ち入り調査を行なったところ千葉市からの一般廃棄物が搬入されていることが判明した。翌日、保健所は社長を呼び出し、千葉からのごみの搬入停止と最終処分場の整備を指導した。ごみの量は2,300トン、大型トラック259台で搬入されたとされている。田子町は廃棄物の全量を千葉市が回収することを申し入れたが、最終的には、本件現場の一部に遮断型の最終処分場を設置し処理した。この事件はその後青森・岩手県境不法投棄事案に発展することになる。

本件をきっかけに産業廃棄物問題が大きく新聞、テレビ等で取り上げられた。廃棄物に詳しくまた青森県選出でもあった津島雄二厚生大臣は、廃棄物対策の進展のために、「法改正も含め検討する」と表明された。こうして、廃棄物処理法改正の作

業が開始された。どの条文が時代に合わなくなつたから改正をということでなく、まず、法改正ありきで、突貫作業に入った訳であるが、それだけ廃棄物問題は多面にわたってがたがたしていたということでもある。

通産省は廃棄物処理法の改正について当初は任せるとの雰囲気もあったけれど、やはり事業者サイドでの取り組みを前面に出そうということになり「再生資源利用促進法」を打ち出し、2つの法律が車の両輪になって廃棄物対策を推進することになった。国会では通産省の法律が先に成立したので、厚生省サイドはひやひやしたことを思い出す。

生活環境審議会に1990(平成2)年7月18日「今後の廃棄物対策の在り方について」諮問され、同年12月10日に答申を得、それに沿って法律案の作成、各省協議、閣議決定、国会提出、成立と進んだ。法律案の提案理由として、①廃棄物の発生量の増大と種類の多様化、②最終処分場等の処理施設の確保が困難となり、不法投棄等の不適正処理が大きな社会問題となっている、ことをあげている。

21世紀を目指した廃棄物対策を確立するため、1991(平成3)年の改正法では

- ①法律の目的に、廃棄物の「排出の抑制」及びその処理の一形態としての「分別、再生」を明記し、そのための条文を整備したこと、
- ②特別管理廃棄物という区分を設け、マニフェストなど必要な施策を規定したこと、
- ③廃棄物処理センターの制度を創設したこと、
- ④不法投棄対策を強化したこと、

があげられる。

排出抑制、分別、再生については、1994(平成6)年に閣議決定された「環境基本計画」において、これから廃棄物政策は、発生抑制、再利用、リサイクル、エネルギー利用、適正な処理、の順位

で展開し、廃棄物循環型社会の構築を目指そうと明記されたことで方向は定まった。これを受け容器包装(1995)、家電(1998)のリサイクル法を経て、2000(平成12)年5月「循環型社会形成推進基本法」で基本路線が確固たるものとなり、今日に引き継がれている。

3. 廃棄物処理センターに至る公共関与の流れ

廃棄物処理センターは、特別な管理を要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理の確保等を目的とした民法法人を、厚生大臣が廃棄物処理センターとして指定し、特別管理廃棄物、適正な処理が困難な一般廃棄物の処理等を業務として行わせるために創設された制度と述べられている。法文に即しての説明となっているので、こうした記述になっているが、廃棄物処理センターの主たるねらいは、公共関与による産業廃棄物の処理態勢の整備であった。

1970(昭和45)年の廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理について①排出事業者が自ら行う処理、②産業廃棄物処理業者(民間)による処理、③市町村(あわせ産廃)、④都道府県(広域処理)の順で想定していたと思われる。公共関与については、大阪府・大阪市の(財)大阪産業廃棄物処理公社(1971年設立—2006年解散)の準備状況を積極的に取り込もうとの検討も行われたが、最終的に「できる」規定にとどまり、広域処理の具体的な規定には至らなかった。

その後、1976(昭和51)年に「広域臨海環境整備センター法」で廃棄物担当の都道府県・市町村と港湾管理者が共同して設立する大都市圏の港湾区域で最終処分場の整備運営と跡地利用を行う事業主体の制度が創設され、近畿圏では順調な進展を見せている。この他、愛知県、長野県、秋田県、宮城県などで公共による産業廃棄物の処理が実施

されてはいたが、自由競争のもとでの公共による事業では採算上の課題を解消できずにいた。

廃棄物処理センターとして先駆的な事例と目されたのは岩手県の財団法人クリーンいわて事業団であった。岩手県では知事を先頭に公共関与による「産業廃棄物処理モデル施設」の整備事業に取り組むための基本方針を1988(昭和63)年に定め、1991(平成3)年11月に財団法人クリーンいわて事業団を設立、①産業廃棄物の処理に関する事業、②市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業、③廃棄物の減量化及びリサイクルに関する事業、等を行なうため江刺市に施設を整備する計画を進めていた。

その後、後述する「特定施設整備法」の制定を受け、1993(平成5)年1月に、厚生大臣より全国で第1号の廃棄物処理センターとして指定され、同年3月に「特定施設整備計画」の認定を受けている。発足間もなかった財団としても、債務保証制度を利用して欲しいとの気持ちが強かったが、債務保証なしで資金調達が可能であるとのことで債務保証は行なえなかった。しかし、計画内容、計画の進め方は全国のモデルになる立派なものであり、財団の事業として1994(平成6)年10月「特定施設及び産廃物処理センター」の整備促進に係る情報交換のための担当者会議を岩手県において開催することができた。爾後、この会議は毎年開催地を変えて挙行され、地方自治体の産廃行政担当者に対する最新の情報提供と活発な意見交換が行なわれている。

4. 廃棄物処理センターへの期待

さて、前述の生活環境審議会答申では大都市圏など一般廃棄物も含めた広域的対応の必要性を指摘し、さらに、産業廃棄物について「これまでのように民間事業だけに中間処理、最終処分等を委ねることには限界があるので、排出事業者責任の

原則を堅持しつつ、一方において、公共が関与した中間処理や最終処分場の確保策を講じていくことが必要である。」としている。このため、「地方廃棄物処理センター」のような制度を創設して廃棄物処理施設の整備、運営の他、基金の設置、不法投棄の原状回復、施設の周辺環境整備などの業務を行うことを提案している。

廃棄物処理法(改正)ではセンターの業務として、①市町村の委託を受けての特別管理一般廃棄物および処理困難物に関する業務、②特別管理産業廃棄物に関する業務、③産業廃棄物(②を除く)に関する業務、④その他付帯する業務、を規定した。想定していたメインの業務は③であるが、法律の組み立てが第1章総則、第2章一般廃棄物、第3章産業廃棄物、となっているため、業務もこの順に並べている。

答申のセンターに関する提案のうち、廃棄物処理法改正に折り込めなかった部分について、1992(平成4)年「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」が制定された。この新法は

- ①産業廃棄物の処理施設及び共同利用施設等の一體的整備
- ②都道府県(指定都市)は特定周辺整備地区を指定し、公共施設整備方針を指定。関係大臣により公共周辺施設の整備に配慮
- ③産業廃棄物処理事業振興財団による事業振興を主たる内容としている。昭和40年代であれば、②の指定を受ければ補助率のかさ上げなど優遇措置も講じられたかもしれないが、平成では、事業の優先的採択にとどまらざるを得なかった。しかし、厚生・建設・自治・農林水産・運輸大臣が周辺での公共事業に積極的に配慮することとされたのは、廃棄物問題がそれだけ深刻になっている証しでもあった。

振興財団は、産業廃棄物の処理施設の安定的な

供給および産業廃棄物の適正処理を図るために、事業者、国、地方公共団体の出捐による基金を設け、「特定施設」の整備事業に対する債務保証、新技術の開発、起業化のための助成、情報の提供等の業務を行なうため、厚生大臣は全国を通じて一個に限り産業廃棄物処理事業振興財團として指定することができるとした。

「特定施設」とは「産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行なうために設置される一群の施設であって、一体的に設置される二以上の種類の産業廃棄物処理施設と、産業廃棄物処理技術に関する研究開発又は産業廃棄物の適正な処理に関する研修施設等の共同利用施設などから構成されるもの」とされた。

5. 民主導での財團設立と PCB の課題

産業廃棄物の適正処理、特に最終処分場の確保については産業界でも大きな課題として受け止められており、経済団体連合会(現日本経済団体連合会「経団連」)では 1990(平成 2)年 11 月、①積極的な公共関与と広域処理の推進が不可欠、②経団連としても行政と一体となって最終処分場等の確保構想の具体化を検討する旨の提言を行なった。

産廃処理事業振興財團について経団連と厚生省の間で綿密な協議が行なわれたのは廃棄物処理法の改正が終り、産廃特定整備促進法案の準備過程であった。

産廃振興財團の設立、運営は民主導で進めることが基本路線として関係者間の了解事項であった。それだけに、経団連との間での検討事項は多かったが、

- ①基金について、国、地方公共団体、企業で出捐することになったが、企業での負担をどうするか、
- ②民が中心になって財團を設立し、運営するための役員および運営方法をどうするか、
- が中心テーマであった。

最終的に理事長に経団連環境安全委員会廃棄物部会長を務められ、元東芝副社長、当時東芝常任顧問の太田文雄氏が常勤で就任し、太田氏の他、平岩外四氏(経団連会長：東京電力会長)、関本忠弘氏(経団連副会長：日本電気社長)が発起人代表となって設立されることになった。会長は関本氏、副理事長に中野徹雄氏(厚生省 OB)、常勤の理事は石塚守正氏(基金担当)、小林康彦(厚生省 OB)、牧野昭一氏(建設業界から)で、財政的理由から小林は他の団体との兼務であった。財政的に余裕ができるれば出捐に尽力した部署からの理事を常勤に近い形で選出する含みであった。太田理事長が精力的にリーダーシップを發揮し、その後の産業廃棄物の新しい課題にも果敢に取り組まれ、今日の財團を作り上げられたことはここに記すまでもない。

経団連との協議の間に、電気事業連合会から財團が PCB の処理に積極的に取り組んで欲しいとの希望が出された。当時、熱分解という処理法は確立していたが、処理に乗り出す企業や団体はなく、保管状態が続いている。財團が取り組む意義のある分野であるが、見通しのない段階で約束はできないとして、実施の目途がついたとききっちり打ち出すことになった。そこで、まず調査研究、ついで、厚生省からの要請に応えての新技術の審査、さらに、関係 3 団体が主催しての PCB に関する国際セミナー(1996 年 12 月)と手がけ、化学的処理法の開発、廃棄物処理法への取り込み、さらに環境事業団での処理事業の実施、新法の制定、日本環境安全事業株式会社の設立と、PCB の適正処理のための地ならしの役は果たしてきたと思われる。

答申で取り上げられた不法投棄問題への対応は、新法の制定により大きく前進したが、それに沿っての財團の取り組みには目を見張るものがある。

今後財團のさらなる前進を期待したい。

循環型社会における
**産業界
の役割**

天然ガスへの 原料転換が奏功

(社)日本ガス協会環境部長

加賀城俊正

～ガス製造からお客様先までの発生抑制・リサイクル徹底～
導管工事やメーター製造の会社などとも連携

シリーズ企画「循環型社会における産業界の役割」第3回は、都市ガス事業における3RやCO₂対策について、(社)日本ガス協会の加賀城俊正環境部長に聞いた。

ガス業界は原料として石炭系や石油系も使用していたが、業界を挙げて天然ガスへの原料転換を進めており、この努力が、二酸化炭素の排出削減、ガス製造工程で排出される廃棄物の削減に大きく寄与している。平成17年度の産業廃棄物発生量は3,300トンで、廃棄物統計の区分による「電気・ガス・熱供給・水道業」の発生量約9,707万トンに占める割合は3万分の1にすぎない。しかし、ガス導管、導管工事の掘削土、ガスマーター、ガス機器なども含め、都市ガス製造からお客様先に至る各段階での3Rを積極的に推進している。

都市ガス事業者は全国に213社存在し、地域密着型産業という側面も持っている。「大都市圏を基盤とする大手4社が中心となって進めている様々な環境対策を、地域の事情に配慮しつつ横展開することを含め、ガス協会としても循環型社会・低炭素社会づくりに一層努力していきたい」と加賀城部長は語った。

ガス製造効率と原料

一ガス事業における二酸化炭素の削減、廃棄物対策といいますか、循環型社会の形成に如何に貢献していくかという基本的なところからお話を伺いたい

加賀城俊正環境部長 私どもは、エネルギー供給の担い手として、持続可能な社会の発展に貢献していくことを目指してい

ます。そのため、環境特性に優れた天然ガスの利用拡大を基軸として、温暖化対策と循環型社会の形成に貢献していくことを基本的な考え方としています。根本となる取組みとして、都市ガス原料の天然ガスへの転換を、業界を挙げて推進しています。

天然ガスへの原料転換は、都市ガス製造・供給工程の二酸化炭素削減に大きく寄与します。

従来の石炭系原料ですと、都市ガスの製造効率は70%、石油系は85%程度ですが、天然ガスに転換すると製造プロセスがシンプルになり、製造効率は99%まで高まります。それだけでなく、LNG(液化天然ガス-162℃)の冷熱を使った冷熱発電等での省エネも可能であり、大きく二酸化炭素削減に寄与します。また、都市ガス製造所から発

生する産業廃棄物の削減にも効果をもたらします。従来の石炭系原料の場合は石炭灰等が、石油系ではガス化のための触媒等が産業廃棄物になっていました。原料を天然ガスにすると、製造上の廃棄物の発生はほとんどなくなり、後は汚泥等となります。これらの効果と汚泥の再資源化等を行うことで、循環型社会形成のガス業界の自主行動計画では、産業廃棄物の最終処分量を1990年度の19,000tから2010年度に600tまで削減する目標を掲げています。

達成目標を引き上げ

－温暖化対策の自主行動計画の目標は達成されていますが－

加賀城 これまでの取組みで、当初目標を越える二酸化炭素の削減を実現しました。そこで、昨年10月に目標を引き上げました。従来ですと、都市ガス製造・供給工程における二酸化炭素排出量を1990年度の133万tから2010年度に73万tに削減するとしていましたが、これを54万tにする目標に引き上げました。これが達成できれば、59%削減の大きな効果となります。

－最も基本的な取組みを聞きましたが、それが結論のよう



地域に密着した産業としての自覚をもってと語る
(社)日本ガス協会環境部長 加賀城俊正氏

もありますが、内部努力に対して外部といいますか、ユーザー向けの対策について－

加賀城 お客様先では、天然ガスの普及拡大とともに、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器、業務・産業用の天然ガスコーポレーションシステム、天然ガス自動車など、天然ガスの高効率利用システムの導入を推進し、二酸化炭素の削減に取り組んでいます。また、Gas Vision 2030を策定し、2030年時点でお客様先における4,800万tの二酸化炭素削減ボテンシャルの具現化を目指した、中長期的な低炭素社会に向けた取組みも始めています。

ガス事業からの廃棄物

－都市ガス製造所からの産業廃棄物以外については、どのよ

うな3Rの取組みをされていますか－

加賀城 都市ガス製造・供給からお客様先に至る上流から下流までの各段階で、メーカーさん等とも連携しながら3Rを積極的に推進しています。

まず、ガス導管工事の掘削土については、非開削工法や、安全を十分に検証して管の敷設深度を浅くする浅層埋設工法等の導入で掘削土の発生を抑え、従来工法に比べ2010年度で35%の掘削土削減を目指しています。また、使える土は埋戻しに再利用したり、リサイクルプラントでアスファルトや土を再生使用したりすることで、再資源化率を75%にする目標も掲げ、導管工事の協力会社さんと連携しながら進めています。

ガス導管については、従来の

鋼管に加え、最近は地震にもより強いポリエチレン管が増えていきます。钢管のリサイクルは確立されているのですが、ポリエチレン管のリサイクルをどうするかが課題でした。そこで、メーカーさんと連携して、廃ポリエチレン管を再生し、例えばクリアファイルにしてガス事業者の中で使うとか、ガス導管の表示シートにする等の利用を進め、現在は大手ガス事業者では100%リサイクルされています。

また、ガスマーターは、10年経過すると取り替えますが、メーター部品の耐久性を評価したり、長寿命の部品をメーカーさんに提案したりする等の努力を行い、最近では大手ガス事業者では交換するメーターの約8割はリユース品となっています。

—家庭用の機器などについて
はどんな対策を—

加賀城 ガス機器への取組みとしては、ガス業界も連携した形で日本ガス石油機器工業会さんが機器のアセスメントガイドラインを策定し、長寿命、小型化、分別の容易化等を図るチェックシートを作り、これに基づいてガス機器が製作されています。

廃ガス機器の回収と再資源化にも取り組んでいます。あるガ

- 都市ガス事業に関わる上流から下流まで、他者とも連携して資源循環サイクルを拡大し、循環型社会形成を推進している



ス事業者の例ですが、機器製品を配送しながら、廃ガス機器の回収を同時に行うシステムを実現しています。この方式で自動車の利用も合理化され、二酸化炭素の排出削減もできる効果がでています。回収した廃ガス機器の再資源化も進めています。

また、われわれエネルギー事業者の特長でもあるわけですが、資源とエネルギーの循環利用を組み合わせたシステムとして、食品廃棄物、汚泥等から発生するバイオガスを都市ガスと一緒に燃やすコージェネレーションシステムの導入を進めています。これは、発生が不安定なバイオガスを都市ガスと混焼することで、安定して電気と熱を供給するというものです。今後は、同じく出力が不安定な風力、太陽光等も含めて、天然ガスコージ

エネレーションを組み合わせることで、地産地消の再生可能エネルギーの利用拡大にも貢献して行きたいと考えています。

最後に、ガス業界は、全国で213の事業者からなり、各地域に密着した産業となっています。また、大手4社のガス販売量は、業界全体の8割程度を占めるという構造になっており、非常に規模の大きい事業者と、中小規模の事業者からなるという特徴があります。今後は、各事業者が特徴を生かして地域に密着した環境活動に取り組まれるとともに、大手事業者の先進的な取組みを業界に広げることで、持続可能な社会の発展に更に貢献して行きたいと考えております。

—ありがとうございました。
(聞き手:(株)環境産業新聞社 森本 洋)

産廃・公共関与による整備促進

－3月25日の閣議で循環基本計画等を決定－

廃棄物処理施設整備計画

政府は、3月25日の閣議で、循環型社会形成推進基本計画と廃棄物処理施設整備計画を決定した。

循環基本計画は、平成15年3月に閣議決定され、5年が経過することから、昨年8月から見直しの検討に入り、今年3月に成案を見た後、パブリックコメントなど所定の手続きを踏み、成案を得た後、今回閣議決定された。循環基本計画の骨組みは望ましい循環型社会のイメージ(低炭素・自然共生との統合的な推進)、地域循環圏の考え方を明確にする、物質フロー指標・取組指標、3Rを通じた国際貢献といったことが基本となっている。

廃棄物処理施設整備計画については、第一次計画に対して、ごみ総排出量とごみ焼却施設の総発電能力の二つの指標を新しく目標に組み込んでいるのが特徴である。他の指標は従来通り、ごみのリサイクル率、ごみ減量処理率、一般廃棄物最終処分場残余年数、浄化槽処理人口普及率の平成24年度目標が示されている。

具体的には、①ごみ総排出量 5,000万t(平成19年度見込み 5,200万t)、②ごみのリサイクル率 25%(同約 20%)、③ごみ減量処理率概ね 100%

(同約 98%)、④一般廃棄物最終処分場の残余年数 約 15 年(同約 15 年) ⑤ごみ焼却施設の総発電能力 2,500MW(同 1,630MW)、⑥浄化槽処理人口普及率は約 12%(同約 9%)と平成24年度の目標が立てられている。この目標の実現に対して基本理念、施設整備の重点、効果的かつ効率的実施として八項目の具体的な施策を挙げている。紹介すると①市町村のシステムの3R化改革、②地球温暖化防止を配慮した施設整備、③バイオマスの利活用、④効率的な事業実施、⑤地域住民などの理解と協力、⑥施設の長寿命化・延命化、⑦災害対策、⑧入札契約の適正化、を挙げている。

産業廃棄物の適正処理推進では、必要な処理能力確保のため、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進すると総括し、個別には、PCB廃棄物の適正処理を日本環境安全事業(株)により全国的な処理体系を構築し着実に実施する。また石綿含有廃棄物は、今後大量な排出が予想され、処理過程での適切な対策と十分な管理を行いつつ適正に処理する、としている。

債務保証業務の範囲拡大へ

－農林漁業バイオ原料利用促進法案国会に提案－

農水・経産・環境の3省が共同

農水省が検討していた「農林漁業バイオ原料利用促進法案」は、去る2月15日に閣議決定され即日国会に提案された。同法案には、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が認定された組織として挙げられており、同法が成立すれば国の支援を受けての業務特例として、バイオ燃料の製造(産業廃棄物処理に該当するもの)の施設整備に対して、当財団が行っている債務保証の業務範囲が拡大されることとなる。

同法案の趣旨は、農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用促進するため、原材料生産者と燃料製造業者が連携した取り組み計画、研究開発計画に関する制度を創設し、これらの計画を実施するに当たって、農業改良資金の償還期限を延長(生産製造事業計画の認定を受けた場合、10年以内から12年以内に)するなど支援措置を講ずるものである。

＜基本計画の策定と事業計画の認定＞

同法案の構成は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料利用促進基本計画を定める。この基本計画に沿って生産製造連携事業計画を作成、ま

た、研究開発事業についても同様に事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けるとしている。

＜支援措置と(財)産廃振興財団＞

認定を受けた事業計画に対する支援措置は、①農協改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例として、農林漁業者等が計画に従って有機資源の生産を行うに必要な資金の償還期限を10年以内から12年以内に延長する。②中小企業投資育成株式会社の特例として、計画認定を受けた者または当該者が設立する株式会社の株式を引き受けることができる範囲を拡大する。③産廃特定施設整備促進法の特例として、計画認定を受けた者が行うバイオ燃料の製造(産廃処理に該当するものに限る)のための施設整備等について、当財団が行う債務保証等の業務の範囲を拡大する、としている。

農水省では、同法の制定に当たって、農林漁業の持続的な発展の観点から農水省、エネルギー供給多様化の観点から経産省、廃棄物であるバイオマスの適正処理の観点から環境省の三省で共同で取り組みを推進して行きたいとしている。

助成事業

(株)エスアール、(株)阿部総業、(株)照和樹脂 3社の事業へ助成決定!

当財団の平成19年度産業廃棄物処理助成事業として、以下の3件のプロジェクトが決定しました。

平成19年度助成事業対象プロジェクト

●(株)エスアール

「使用済み治具類の洗浄再生事業のニーズ調査」(助成金額：50万円)

●(株)阿部総業

「木質羽毛チップ商品開発事業」(助成金額：150万円)

●(株)照和樹脂

「廃プラスチックをリサイクルする為の汚れ・異物を除去し有効利用する為の技術開発」

(助成金額：300万円)

この決定を受けて、4月7日に当財団会議室において、助成事業振興委員会山本和夫委員長(東京大学教授)他のご臨席のもと、3社の代表に対する交付証授与式が行われました。

授与式では、当財団の樋口理事長より、3社の代表者((株)エスアール：白石春夫専務取締役、(株)阿部総業：阿部正幸代表取締役社長、(株)照和樹脂：大川康夫代表取締役社長)へそれぞれ、交付証

を授与した後、助成事業の選定にご尽力いただいた助成事業振興委員会を代表して、山本和夫委員長より講評を頂きました。

次いで3社の代表から、それぞれのプロジェクトを順調に実施し、その成果が3Rや環境負荷低減の先進的・模範的な取組み例、技術例として持続、普及していくよう、努力していきたいとの謝辞が述べられました。



交付証が授与された方々(前列)と助成事業振興委員会及び財団関係者

助成事業について

当財団では、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援の方策として、産業廃棄物の処分業を営む事業者の皆様が、産業廃棄物に関する3R(Reduce；減量化、Reuse；再利用、Recycle；再資源化)や環境負荷低減の技術開発、既存の高度技術力を利用した施設整備、及びその起業化という事業に対して、助成金を交付し支援するという『産業廃棄物処理助成事業』を実施しております。

平成19年度助成事業の選定経緯

平成19年度産業廃棄物処理は、当財団のホームページ、都道府県・政令市の産業廃棄物行政主管、廃棄物関係団体等に周知依頼を行い、また、廃棄物関連の新聞に広告を出して、募集を行いました。
(募集期間：平成19年7月～9月)

その結果、7件の申請がありました。これらの申請事業について、当財団に設置した各方面の有識者9名で構成される『助成事業振興委員会』において、新規性、優秀性、事業性、実施体制、場所の確保、周辺環境との調和性等の観点から厳正

な書類審査を実施し、3件に絞り込みました。

この3件について、申請内容の詳細を確認するために、助成事業振興委員と財団職員で、平成20年2月に、現地調査を実施しました。

現地調査結果を基に2月に開催した助成事業振興委員会において、(株)エスアール、(株)阿部総業、(株)照和樹脂の3社の申請事業を平成19年度産業廃棄物処理助成事業の助成対象プロジェクト候補に選定いたしました。

続いて、3月に開催した当財団の企画・運営委員会において、上記3社の申請事業への助成が承認され、正式に決定しました。

平成19年度助成事業は助成決定から1年程度内に実施していただくことにしております。

平成20年度助成事業

当財団では、助成事業を平成20年度も引き続き実施していく予定としています。募集開始時期は今回同様7月頃となる見込みです。技術開発や高度技術力を利用した施設整備に取り組もうとされている産業廃棄物処分業者の皆様の積極的ご応募をお待ちしています。

平成19年度助成事業の概要

(株)エスアール(神奈川県厚木市)

【事業名】

使用済み治具類の洗浄再生事業のニーズ調査

【事業の背景など】

当社は産廃の収集運搬業並びに中間処理業を営んでいるが、資源の枯渇、排出抑制の観点からリユースが志向されるべきと考えている。そのため、使用済み品の再生を目的とする洗浄請負業のビジ

ネスモデルの確立を進めている。現在、当社ではプラスチック製のトレーやスクラバー充填材の洗浄請負を実施しているが、事業として成り立つ規模ではない。本助成事業では、洗浄請負業を経済的かつ環境負荷低減に寄与できる事業として確立するためのニーズ調査を実施する。

【事業の概要】

<基本方針>

- a. 環境保全のため、なるべく多くの使用済み品を洗浄により再使用可能とする。
- b. 環境に配慮した洗浄方法を採用し、洗浄に伴い生じる廃液・汚泥は産廃として適切に処理する。

<洗浄事業の形態> 使用済み品の汚れ・付着物は排出事業所により多種多様であるため対象品ごとに洗浄試験を実施し、環境負荷やコストの低い洗浄方法を選定する。

<ニーズ調査> 洗浄再生が必要または可能な対象物を広く調査し洗浄請負業の事業化に資する。

(株)阿部総業(岩手県奥州市)

【事業名】

木質羽毛チップ商品開発事業

【事業の背景など】

当社は木くず破碎処理で排出されるチップのリサイクルに努めており、燃料、養土、堆肥、ペレット、オガコ、マルチング材等の商品化を行ってきた。近年、畜産農家では飼料となる稻ワラの代わりに家畜の寝床(敷料)として米ヌカ、オガコが利用されてきている。当社ではこれらの敷料よりも粉じんが少なく、通気性がよく、肌触りがよく、

長持ちする、人と家畜に優しい敷料の商品開発を進めている。完成した後は商品名を羽毛チップと命名する。

【事業の概要】

排出された伐採木、枝、間伐材から木くず破碎機で一次破碎し、選別機で50mm以下のチップを得る。これを鋼鉄製の円筒内に投入し、スクリュー式回転受歯によるすり潰し連続工程を経て投入チップから角がとれ、柔らかく、粉じんの発生の少ない、長持ちする敷料を製造する。

(株)照和樹脂(埼玉県吉川市)

【事業名】

廃プラスチックをリサイクルする為の汚れ・異物を除去し有効利用する為の技術開発

【事業の背景など】

当社はプラスチック再生事業と真空成型事業を行っている。硬質塩ビのリサイクルについては回収から製品化までの一貫システムを有している。

硬質塩ビリサイクルの課題は受入廃材の品質問題で、塩ビ管・継手協会の基準に合わせA、B、C品に分別するが、C品は汚れや異物混入がひどく、受入不可としていた。しかし、最近はA、B品は極端に少なく、リサイクル事業を更に推進していくにあたって、品質の維持及び数量確保のために、C品又はそれ以下の格下品までも受入れて洗浄等

で格上げして使用する必要が出ており、現状では手洗浄で対応している。本助成事業は、当社の硬質塩ビのリサイクルシステムに用いる洗浄装置の開発を行う。

【事業の概要】

当社で検討を重ね、洗浄方法として①水洗浄(トルンメル洗浄)と②ドライ洗浄について試作機による洗浄試験を行った結果、②のドライ洗浄を採用することとした。ドライ洗浄装置は振動ふるいで、通常分級などに用いられているが、廃塩ビ管の破碎チップをふるいがけすることにより表面の汚れを剥離しふるい落とすことに利用するというもの。

産業廃棄物処理業 優良化推進事業

平成 19 年度アンケート調査結果の概要 (産廃処理業中間処理業者／排出事業者／評価制度適合事業者)

環境省の委託事業で取り組んでいる優良化推進事業では、18年度にわが国で初めて、産廃処理業者の総数や許可の種類毎の業者数を集計し、さらに、わが国の全ての産業廃棄物処理業者約10.2万社を対象に、経営実態ならびに将来像に関する調査を行い、事業活動状況等を調査することにより、平均的な企業像や経営実態を把握した¹。

平成19年度は、同じデータベースから中間処理業者のみを抽出し、その全数を対象として、資源循環への取組状況等に関するアンケートを実施し、事業活動全般やリサイクルの取組、今後の重点分野や経営手法、阻害要因等について調査した。

また、本調査と併行して、優良性評価制度の活用が期待され

る排出事業者及び評価制度に適合した処理業者に対してアンケート調査を実施し、今後、より活用し易い基準等のあり方について情報収集を行った。

これらのアンケート調査結果の詳細は、当財団ホームページ(産廃情報ネット)にて後日(平成20年6月頃)公開予定であるが、今回その概要を報告する。

(1) 中間処理業の経営に係る基本事項

主な取引先業種を見ると、建

設業が約6割(56.5%)、工業系が約2割(19.7%)、商業系が約1割(9.6%)の回答であり、建設業との取引が主の中間処理業者が概ね過半数を占め、最も多い。

売上規模では1~5億円(全体の38.7%)、従業員規模では1~49人(全体の53.5%)が、それ最も多い階層で、大規模から小規模までばらつきは大きいものの、この階層が平均像と言える。また中間処理業者(一廃処理業との兼業を含む)のうち年間売上高10億円以上の事業者で

表 1 アンケートの調査対象数・有効回答数(率)

	資源循環への取組みに関するアンケート調査	優良性評価制度に関するアンケート調査	
調査対象数	全中間処理業者 10,169 件	排出事業者 3,000 件 ²	評価制度適合事業者 231 件 ³
有効回答数(率)	3,402 件(33.5%)	397 件(13.2%)	163 件(70.6%)

※いずれも平成 19 年 11 月中旬に郵送し、翌年 1 月中旬頃までに郵便にて回答を得たもの。

1 環境省「産業廃棄物処理業者 検索システム」(平成 18 年 8 月 21 日現在)の全許可証データを名寄せして、102,814 を対象とした。

2 総務省による「平成 16 年度事業所・企業統計調査」に回答された事業者で、産業廃棄物を排出する、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運送業、医療・福祉・試験研究所等に属する事業者(本所及び単独事業所)から、業種・事業者数・地域・資本金規模の構成比率が全体と同じになるように 3,000 事業者を抽出し、優良性評価制度の認知度や活用状況、処理業者比較検討の方法等について調査した。

3 平成 19 年 9 月 30 日時点で各府県・政令市独自の制度による適合確認を含めた全 231 者を対象とし、本制度への適合に向けた取組み時の課題、適合確認後の変化、評価制度への要望等について調査した。

は、優良性評価制度に基づく情報公開を約5割(45.3%)が行い、電子マニフェストについては、約6割(58.8%)が自社の一部または全施設が加入済みと回答している。環境マネジメントシステム認証は全体の約4割(36.6%)が取得済みである。

(2)資源循環への取組み

本アンケートの主目的である「資源循環への取組み」に関連しては、「現在取組んでいる分野」、及び「今後3~5年後に注力して取組みたい分野」、これらの「阻害要因」とこれを克服するための「希望する支援措置」を聞いた。

「今後3~5年後に注力して取組みたい分野」としては、処理対象物を現状のままや広げた形(あるいは絞った形)での既存施設の高度化・大型化・新設や製造業・農業等と連携したりサイクル原材料の提供、余熱発電など今後の事業展開に関して回答が得られた(表2参照)。またマテリアルリサイクル(15件)、温暖化対策・バイオマス関連ビジネス(12件)、サーマルリサイクル(6件)、異分野への新規事業(5件)、技術の海外移転・コンサルティングビジネス等(4件)などの自由記述回答もあり、リサイクルや業務拡大に取り組む意欲がうかがわれた。

またこれらの取組み実現の阻

害要因として、厳しい外部環境、法規制、資金面が大きな要因として挙げられた。一方「取り組みたい分野」に関する「その他」の自由記述回答の中には、「現状維持」や「自社で対応する」など消極的な回答も十数件程度見られた。これは本業界の許可制度に

係る規制や厳しい競争環境、建設業不況等が影響しているものと推察された。

(3)中間処理業者の今後の経営手法

表2の24分野について、今後3~5年後に注力して取組む際

表2 中間処理業者が今後3~5年後に注力して取組みたい分野(複数回答可、多い順)

※「現在」より「将来」の順位が上がっている項目に網掛けした

順位	事業展開の方向	件数	有効回答に占める割合
将来	現在		
1	処理対象物を現状のまま、既存施設の高度化	558	16.4%
2	処理対象物を広げて、新規施設の設置	477	14.0%
3	製造業・農業等と連携し、リサイクル原材料の提供	402	11.8%
4	処理対象物を広げて、既存施設の改良	394	11.6%
5	処理対象物を現状のまま、新規施設の設置	373	11.0%
6	処理対象物を現状のまま、既存施設の大型化	272	8.0%
7	一般廃棄物処理	268	7.9%
8	製造業・農業等と連携し、リサイクル燃料の提供	245	7.2%
9	処理対象物を絞って、既存施設の改良	226	6.6%
10	焼却炉・溶融炉等の余熱利用による発電	220	5.9%
11	処理対象物を絞って、新規施設の設置	193	5.7%
12	メタン発酵発電・バイオエタノール製造など	186	5.5%
13	廃棄物コンサルタント事業	161	4.7%
14	土壤汚染浄化関連ビジネス	158	4.6%
15	食品リサイクル	154	4.5%
16	容器包装リサイクル	134	3.9%
17	災害廃棄物処理	107	3.1%
18	廃情報機器リサイクル	100	2.9%
19	家電リサイクル	97	2.9%
20	廃棄物処理業の海外展開	93	2.7%
21	廃自動車リサイクル	67	2.0%
22	感染性廃棄物	59	1.7%
23	その他	41	1.2%
24	クリアランス廃棄物	31	0.9%

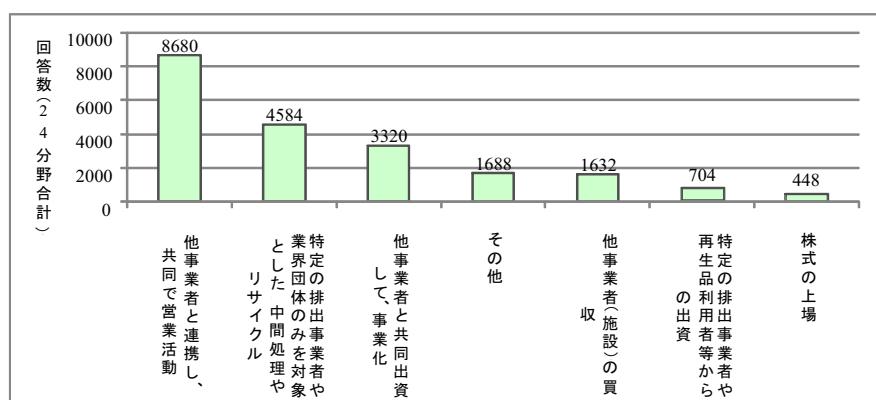


図1 中間処理業者の24分野の事業化に際して選択したい経営手法(複数回答可)

に選択したい経営手法について複数回答で聞いたところ、図1のように、他事業者や排出事業者等との連携が最も多かった。

(4) 排出事業者と中間処理業者の意識の差

中間処理業者における「自社の強み(委託される理由)」の設問と、排出事業者アンケートにおける「業者選定の際の重視度」の設問については、あらかじめ選択肢の項目を揃えて聞いており、各々の重視度に関する結果を比較した(図2参照)⁴⁾。

その結果、排出事業者は、適正処理の確保に関する「最終処分までの処理ルートの明確さ」や「リサイクルルートの明確さ」等よりも、「処理料金が安価であること」に最も関心が高いとの回答が得られており、中間処理業の立場から見た本調査結果とは重視度が大きく異なっている。

(5) 排出事業者への改善要望

中間処理業者に選択肢を示して、「排出事業者に改善を強く希望すること」を複数回答で聞いたところ、適正処理を進めいく上で、(適正処理に対する)排出事業者の理解や意識の低さを指摘する回答が多く見られた(図3参照)。

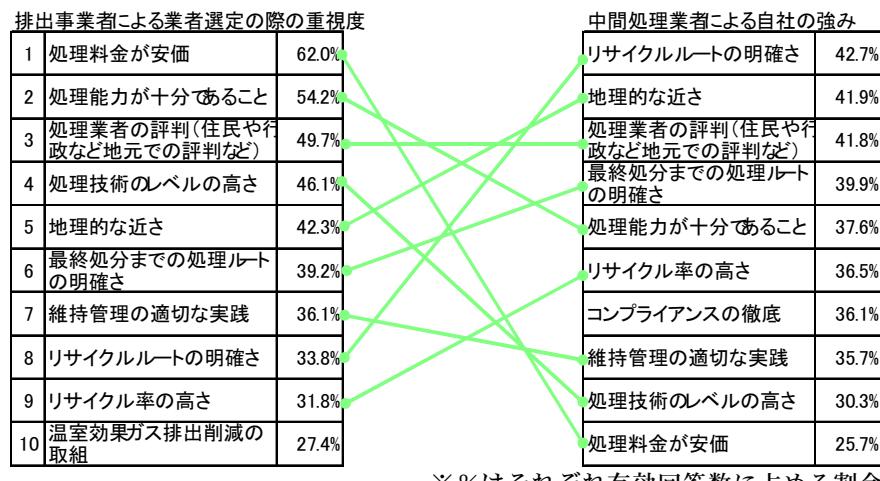


図2 排出事業者による業者選定の際の重視度と中間処理業者による自社の強みの比較(重視する回答が多い上位10項目)

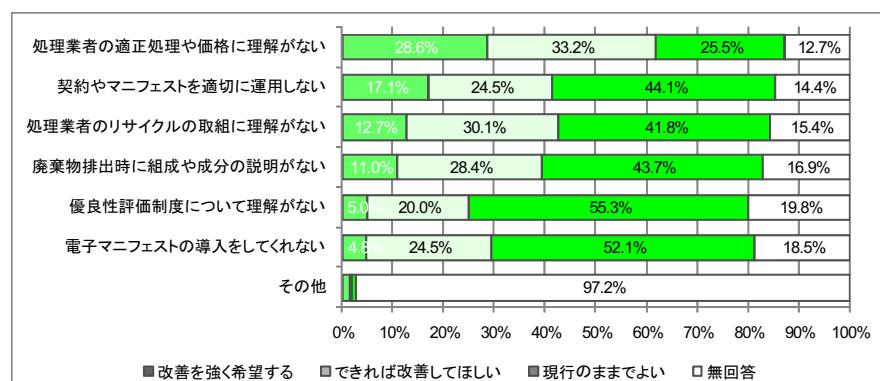


図3 中間処理業者が排出事業者に改善してほしいこと

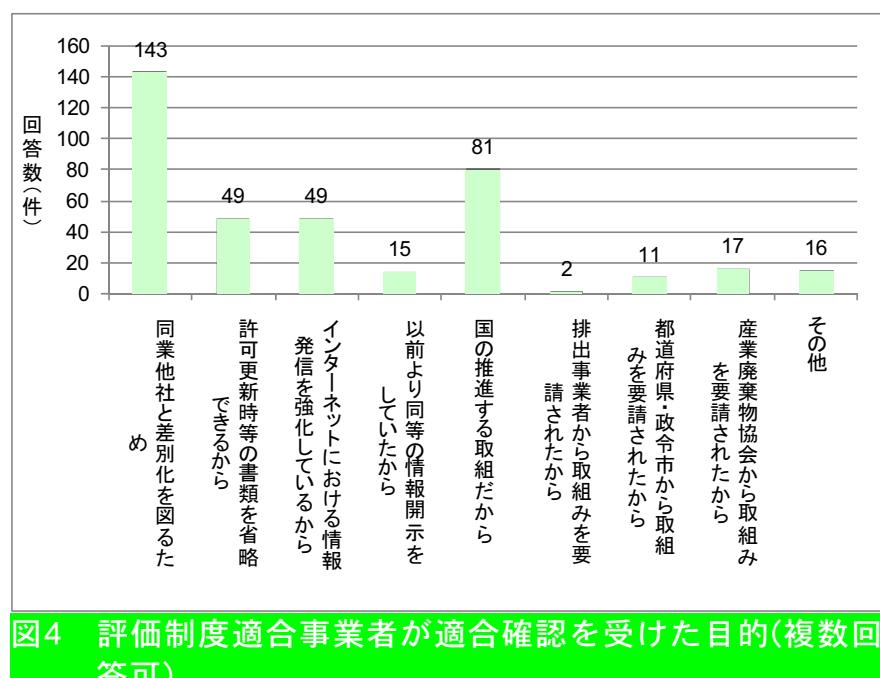


図4 評価制度適合事業者が適合確認を受けた目的(複数回答可)

4 中間処理業、排出事業者の両アンケートとも、全選択肢について5段階評価で聞き、「最も重視する」を選択した回答の全有効回答に占める割合(%)の多い順に並べた。

(6)評価制度適合事業者が適合確認を受けた目的

評価制度適合事業者アンケートにおいて、適合確認を受けた目的を複数回答で聞いたところ、「同業他社と差別化を図るため」との回答が143件と最も多く見られ、有効回答数の9割近くに上る。次いで「国の推進する取組みだから」の回答は約半分であり、制度の趣旨が理解され取り組まれている（図4参照）。

対外的にも「問合せが増えた」(14.1%)、「許可自治体の対応が(さらに)良くなった」(12.3%)、「地元新聞等のメディアで紹介された」(12.3%)、「自社ホームページへのアクセス数が増えた」(11.0%)と良い変化が生じている事業者もあり、差が見られた。（図5参照）。

以上の調査を通じて、特に20年度以降の本事業においては、評価制度の処理業者への一層の

周知とともに、本制度の活用方法や適合事業者の積極的な活用等に関する排出事業者への意識啓発が重要と認識している。今後も本制度の普及定着ならびに排出事業者と処理業者の信頼あるパートナーシップの形成に役立つよう活動していく所存であり、引き続き関係者の皆様のご協力ならびにご指導をお願いしたい。

[優良化事業推進チーム]

(7)優良性評価制度の適合確認を受けた後の変化

評価制度適合事業者アンケートにおいて、適合確認後に感じた変化について複数回答で聞いたところ、全体の約4割が「全く変化はない」(41.1%)と回答した一方で、「社内体制の見直しに寄与した」(30.1%)、「社員が(さらに)会社の業務を理解するようになった」(23.3%)といった社内へのプラスの効果に合わせ、

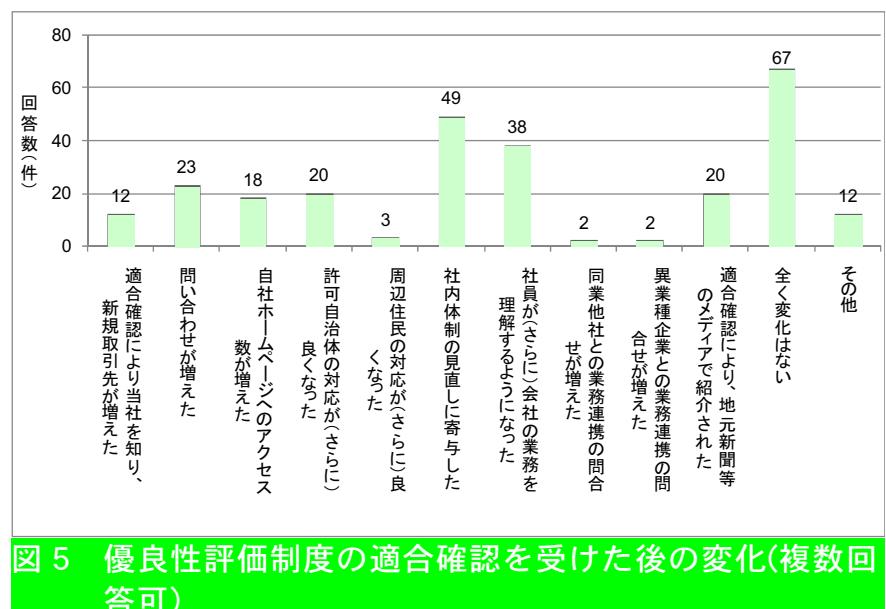


図5 優良性評価制度の適合確認を受けた後の変化(複数回答可)

産業廃棄物処理業 経営塾

平成20年度

第5期生募集始まる!!



開講にあたって

当財団では、産業廃棄物処理の中核的な担い手となる企業の経営責任者を対象に、産業廃棄物の処理・資源化事業を経営するうえで求められる広範な知識や見識をより一層深めていただくことによって、各地域の業界の水準を高める役割を担っていける人材を育成することを目指して、本年度も「産業廃棄物処理業経営塾」を開塾致します。

第5期となる本年度は、これまででも塾生の要望が強かった合宿研修の早期開催のため2回に増やし、塾生の皆さまが早くから交流を図れるようにしたほか、講義数も増やしカリキュラムをさらに充実させています。

また、本経営塾の卒塾生も第4期生まで131名となり、卒塾生のためのO B会が2月に発足し、インターネットS N S「ネット広場」の場を設けて縦の交流も一層行いやすくなりました。さらに卒塾生を対象としたステップアップ研修をおこなうこととしております。

本塾に参加された皆様には、習得した知識や体験によって経営責任者としての手腕を高めていただき、自らの事業を向上・拡大するのみならず、わが国の産業廃棄物処理事業の発展に寄与していただけるようになることを願う次第です。

「産業廃棄物処理業経営塾」塾長
(財)産業廃棄物処理事業振興財団顧問
太田 文雄



カリキュラム及び講師

(予定)

	日 程	講 義 名	講 師
1	6月19日(木) 産業廃棄物概論	産業廃棄物概論	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 顧問 太田 文雄 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事 飯島 孝
2	6月26日(木) 産廃にかかる 法制度・行政	産廃処理資源化に関する法制度	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 木村 祐二
		優良化推進事業とその周辺	上智大学法科大学院 教授 北村 喜宣
		電子マニフェスト推進に当たって	(財)日本産業廃棄物処理振興センター 理事・センター長 三本木 徹
3	7月3日(木)～4日(金) 夏期研修合宿	多面的視点からの産業廃棄物経営	(株)エックス都市研究所 取締役特別顧問 青山 俊介
		グループ討議	
4	7月17日(木) 地方行政の取組	地方における廃棄物行政1	埼玉県環境部廃棄物指導課 主幹 葛西 智
		地方における廃棄物行政2	茨城県総務部税務課査察室税務査察官 猿田 忠義
		循環型社会対応の廃棄物処理事業	調整中
5	7月31日(木) 排出事業者・産業界	産業界からみた産業廃棄物処理	(社)日本経済団体連合会資源エネルギーグループ長兼環境グループ副長 池田三知子
		廃棄物処理業者との取引事例	富士フィルム(株)CSR推進部 環境品質マネジメント部 長 康夫 (株)プリヂストン環境担当 フェロー(本部長) 橋本 隆次
6	9月4日(木) コンプライアンス	廃棄物処理法遵守の心得	橋元綜合法律事務所 弁護士 鈴木 道夫
		リスクマネジメント	佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤 泉
7	9月18日(木) 廃棄物処理業の経営	総合リサイクル	(株)市川環境エンジニアリング 代表取締役 石井 邦夫
		建設廃棄物関係	(株)タケエイ 代表取締役社長 三本 守
		処理業界における経営拡大の取組み	スズトクホールディングス(株) 代表取締役社長 鈴木 孝雄
8	10月2日(木) 廃棄物技術	産業廃棄物技術＜総合＞	(株)タクマ新環境事業本部 本部長・常務執行役員 梶山 孝雄
		産業廃棄物技術＜最終処分＞	福岡大学大学院工学研究科 教授 樋口壯太郎
		産廃処理資源化技術の新潮流	(財)日本環境衛生センター 理事・環境工学部長 藤吉 秀昭
9	10月3日(金) 施設見学		
10	10月16日(木) 事業計画・ファイナンス	施設計画＜サーマル＞	(株)アクトリー 代表取締役社長 水越 裕治
		産業廃棄物処理事業の財務	公認会計士 大城 清也
		産業廃棄物処理施設の資金調達	アラックス(株)代表取締役社長兼CEO 新井 隆太
11	10月30日(木)～ 31日(金) 秋期研修合宿	テーマ別グループ討議	
12	11月20日(木) 処理業経営者 に期待すること	環境報告書	近畿環境興産(株)取締役統括本部長 田中 靖訓
		処理業者の心得	環境監査研究会 代表幹事 後藤 敏彦
		経営とは	調整中

**講義
期間**

平成 20 年 6 月開講～平成 20 年 11 月閉講(6 ヶ月間)。

原則月 2 回、木曜日開催 10:30～17:30

27 講義+合宿研修 2 回+施設見学会 1 回

**講義
会場**

エコツツエリア

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-5-1 新丸の内ビルディング 10F1008

募

集

要

項

●入塾資格

以下のいずれかに該当する者であること。また、①及び②に該当する者が勤務する企業においては、過去 5 ヶ年にわたって廃棄物処理法などの法令違反を犯していないこと。

- ①優良な産業廃棄物処理業者としての評価を得ている企業の経営者または、経営の一翼を担っている者。
- ②優良な産業廃棄物処理業者としての評価を得ている企業の技術面での統括管理者であり、産業廃棄物処理に関する技術資格を有する者。
- ③産業廃棄物処理事業に準ずる豊富な経験を有し、今後、産業廃棄物処理業への本格参画を図ろうとしている企業(素材メーカー、処理施設メーカーなど)において、①・②の条件に対応した要件を満たす者。
- ④その他、本塾生としての受講を認める相当の理由があるとして塾長が認めた者。

●募集人員：35 名

●申し込み：入塾願書を送付願います。

●締め切り：定員に達し次第、締め切りと致します。

●選考方法：当財団の資格審査により選考致します。

●受講料：52.5 万円（税込）

「産業廃棄物処理業経営塾」事務局

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2 丁目 6-1 堀内ビルディング 3 階

TEL 03(3526)0155 FAX 03(3526)0156

担当 経営塾事務局 富樫 e-mail:jyuku@sanpainer.or.jp

理事会

財団の
うごき

平成 20 年度

事業計画・収支予算を承認

第 62 回理事会

平成 20 年 3 月 21 日、当財団会議室において第 62 回理事会が開催され、平成 20 年度事業計画及び収支予算並びに人事異動に伴う役員等の選任等を審議し、承認した。

主な内容は、次のとおり。

I 事業計画

1. 債務保証事業

特定施設整備法に基づく特定施設の整備事業に関わる債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図るとともに、民間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、外部専門家を活用し①経営及び事業収支性調査、②技術調査、③社会・公共性及び市場調査を実施し、事業収支計画・返済財源の妥当性や投資規模の妥当性及び金融機関の支援姿勢等について、十分な審査を行い質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する。

なお、既往債務保証先については、営業報告書の分析チェックと計画的に実施するフォロー訪問調査の結果を踏まえて、債権分類の見直しを行い債権管理の徹底を図る。

2. 助成事業

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発や技術開発による起業化など、新規事業に努力

している産業廃棄物処理業者に対して、起業化並びに高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置などに必要な資金を助成する。

3. 振興事業

(1)産業廃棄物処理業優良化推進事業

産業廃棄物処理業者の優良性評価制度について、今年度も引き続き、優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう、全国的普及に注力する。とりわけ、情報処理システムを用いた情報公開の普及を図り、優良認定を目指す処理業者を支援するとともに、排出事業者等が情報内容をより円滑に把握し、処理を委託する業者の選定が容易になるようにシステムの改善や啓発活動等に務める。

また、資源循環ビジネスの育成と活性化に向けて、排出事業者の意識啓発や処理業者の実務教育の進め方等の具体的方策を検討する。なお、本事業の推進にあたっては、引き続き(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センターならびに(社)日本経済団体連合会等と連携・協力しながら行う。

(2)PCB 等有害廃棄物対策事業

A. 環境省等 PCB 関連調査業務

環境省等政府機関が調達する PCB 関連調査委託業務等について、以下のような案件を中心に積極的な受注を図る。

(ア)PCB 廃棄物処理技術の評価及び基準化

<p>(イ)低濃度 PCB 混入機器処理方法等調査 イ. 日本環境安全事業(株)PCB 処理施設関連支援業務</p>	<p>アップ研修を行う。 キ. 情報システム関連業務</p>
<p>日本環境安全事業(株)の以下のような業務につき、引き続きその支援に取り組む。</p> <p>(ア)PCB 検討委員会関連業務 (イ)PCB 処理施設維持管理支援業務 (ウ)PCB 処理施設内部技術評価支援業務 (エ)PCB 処理施設建設管理支援業務 (オ)PCB 廃棄物処理データベースの構築業務</p>	<p>(ア)「情報開示システム」の安定的運用と機能向上</p> <p>産業廃棄物処理業者の優良性評価制度に基づき、優良認定を目指して全国の処理業者が行うインターネットによる情報開示を支援するための「情報開示システム」を引き続き安定的に運用するとともに、システムの機能向上に務める。また、処理業者の情報開示履歴を当財団が証明する「履歴証明サービス」も引き続き提供する。</p>
<p>ウ. PCB 廃棄物の適正保管支援業務</p> <p>PCB 廃棄物の保管者に対して、保管物の判別(高濃度 PCB、低濃度 PCB、非 PCB)ならびに漏洩物等についての応急対策等の役務を提供し、PCB 廃棄物の適正保管を支援する。</p>	<p>(イ)情報システムインフラの整備</p> <p>産業廃棄物処理分野における IT 化の進捗や情報セキュリティに関する社会的関心の高まりを受け、それに対応するべく情報システムインフラの一層の整備を図る。</p>
<p>エ. 有害廃棄物処理技術に関する調査研究</p> <p>PCB をはじめとする有機塩素系廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供するとともに、有害廃棄物の処理を促進するための調査研究、啓発等を行う。なお、アスベスト廃棄物については無害化処理認定申請の審査及び各種無害化処理技術の基準化等の検討を行う。</p>	<p>4. 産業廃棄物適正処理推進事業</p>
<p>オ. 廃棄物処理センター関連調査</p> <p>環境省が調達する廃棄物処理センター関連調査委託業務につき、積極的に受注を図る。</p>	<p>(1)廃棄物処理法に基づく不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力</p> <p>平成 10 年 6 月 17 日以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等からの協力要請に基づき、適正処理推進基金により協力をを行う。</p>
<p>カ. 人材開発業務</p> <p>産業廃棄物処理業の経営者ならびに管理者層を対象に「産業廃棄物処理業経営塾」を開講し、次代の産業廃棄物処理業・資源再生業の中核的担い手となるべき人材の育成に努めるとともに、卒塾生へのステップ</p>	<p>(2)特別措置法に基づく産業廃棄物特定支障除去等事業に対する協力</p> <p>「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等からの協力要請に基づき、適正処理推進基金により必要な協力をを行う。</p> <p>(3)事業者に対する助言・指導等</p>

事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者等に対する助言、指導、情報の提供等を行う。

(4)不法投棄対策

不法投棄対策に関わる事項について検討し、その成果を都道府県等に配布する。

(5)環境省からの受託業務

次の受託業務について調査等業務の積極的な受注を図る。

ア. 不法投棄事案対応支援事業

イ. 搬出汚染土の物流管理、再生利用促進等

調査

ウ. P C B 汚染土壤対策調査

エ. 地方環境事務所によるセミナー事業

(6)「エコアラームネット」の運営及び普及促進
都道府県等における不法投棄の未然防止・早期対応活動を支援するための情報管理システム「エコアラームネット」の安定的運営に努めるとともに普及促進を図る。

(7)普及啓発

事業者向けの啓発活動として、産業廃棄物に関する実態や行政施策に関する小冊子を作成し頒布するとともに、3 R イニシアティブに関わる活動として、関連イベントの開催協力や関連イベントでの紹介等を行う。

II 収支予算

以上の事業計画を実施するため、総額 1,132,503 万円が計上された。

〔総務部〕

財団の
うごき

19年度3件目の債務保証対象案件を選定

第21回企画・運営委員会

平成20年3月19日、当財団会議室において第21回企画・運営委員会を開催し、本年度3件目となる債務保証事業候補案件を付議しました。審議の結果、本案件は出席委員全員の賛同を得て選定されました。

本事業は産業廃棄物処理特定施設の整備に必要

な資金の調達を円滑化するものであり、選定を受けた債務保証案件については、金融機関からの借入金の一部に対して当財団が債務保証を行うこととなります。

今回選定された債務保証案件の概要は以下のとおりです。

いわて県北クリーン株式会社が行う第2クリーンセンター整備・運営事業

<事業概要>

本事業は、岩手県が第二次廃棄物処理計画に沿い、産業廃棄物の自県内処理の実現と、再資源化や熱回収などの循環的利用を推進するため、資源循環型のモデル施設として第2クリーンセンターを整備する事業で、P F I 方式(B O O)で行われます。

公募型プロポーザルで選定された株式会社タクマテクノスを代表とするグループが、設計・建設・運営・維持管理について一体の事業として県より発注を受け、特別目的会社を設立して事業にあたることとなりました。

施設の中核はロータリーキルン+焼却ストーカ炉で、溶融スラグを生成し建設資材等としての活用を目指すため溶融施設を併設するほか、余熱利用により発電も行う計画になっています。

産廃財団ニュースバックナンバー



1993

創刊号

11月

- 発刊にあたって
- 産廃振興財団の活躍に期待する
- 人間の知恵 地球との共生に思う
- 廃棄物最小化への国際的動向
- 建設業界における廃棄物対策活動
- 「産業廃棄物処理モデル施設」について
- 財団設立からの業務展開
- ことばの窓
- 産廃新技术開発・起業化事業募集のご案内
- 役員名簿
- 評議員名簿
- 企画・運営委員会名簿

太田文雄
藤原正弘・北山 宏
関本忠弘
植田和弘
豊田忠輝
滝川義明

1994

NO.2

7月

- やっぱり散歩は面白い
- 産業廃棄物行政の動向
- 自動車のリサイクル対策について (社)日本自動車工業会
- 「よの・りふれっしゅばーく」の概要 佐野 正
- 産業廃棄物処分場の経済的評価に関する考え方
- 平成6年度事業計画
- 平成6年度産廃新技术開発・起業化事業の募集
- 産業廃棄物処理特定施設整備法運用上のQ&A
- 役員・評議員・企画運営委員会委員名簿
- 欧州産業廃棄物事情調査団の派遣について

平岩外四
飯島 孝

1995

NO.3

5月

- 廃棄物と文明
- 家電業界に於ける廃棄物対策について (財)家電製品協会
- 管理型最終処分場の増設工事について 奥田耕一郎
- 産廃用総合中間処理施設の建設に向けて 神内一樹
- 財団の業務内容について
- 産業廃棄物の制度と実際
—欧州・日本の最新事情—の出版について
- 債務保証業務について
- 「特定施設及び産廃物処理センター」の担当者会議の開催について
- 役員・評議員・企画運営委員会委員名簿

平岡正勝

1996

NO.4

6月

- 自動車のリサイクルに思う 岩崎 正視
- 電気事業における廃棄物対策について 電気事業連合会
- 欧州の産業廃棄物処理事情<制度と実態> 片山 徹
- 財団報告
「特定施設及び産廃物処理センター」の情報交換の全国担当者会議
- 第10回理事会
債務保証業務について
- 役員・評議員・企画運営委員会委員名簿

1996

NO.5

10月

- ◇「産廃振興財団ニュース」に改名、一新して発刊
(財)産業廃棄物処理事業振興財団・理事長 太田文雄
- ◇廃棄物処理法の改正が必要 厚生省・生活審産廃専門委が報告書
- ◇起業化助成の強化策を実施 助成案件の募集開始 (産廃振興財団)
- ◇PCB国際セミナー開催へ
12月2~4日・東商ホール
- ◇債務保証業務シリーズ・現地ルポ
廃ガラスの資源化進む
(多治見工業(株)・恵那工場を訪ねて)
- ◇情報コーナー

1997

NO.6

2月

- ◇新春対談
21世紀の展望
坂本弘道厚生省水道環境部長 VS 太田文雄産廃振興財団理事長
- ◇初の債務保証企業交流会開く
—リサイクル事業の起業化と問題を探る—
- ◇成果をあげたPCB国際セミナー
21世紀を控えて問題解決へのアクション
- ◇第3回全国担当者会議開く
- ◇債務保証業務シリーズ・現地ルポ(日本ケミテック川口工場)
産業廃液処理に取り組む
- ◇情報コーナー

1997 NO. 7 4月

- ◇寄稿
産業廃棄物処理の新たな展開を目指して
厚生省水道環境部産業廃棄物対策室長 仁井正夫
- ◇PCB 廃棄物の適正処理に思う
京都大学名誉教授 平岡正勝
- ◇第2回債務保証企業交流会開く
-財団活動の成果と今後の展望-
- ◇債務保証シリーズ・現地ルポ
管理型処分場に最適
((株)ヤマゼン最終処分場を訪ねて)
- ◇新年度事業計画決定
-第14回理事会-

財団の設立から今まで
関係者に聞く
座談会「財団設立5周年を迎えて」
5年の年譜
財団で債務保証・助成した企業の紹介
第3部 資料編
あとがき

1998 NO. 11 2月

- ◇寄稿
産業界から財団に望む
(社)経済団体連合会・廃棄物部会長 庄子 幹雄
- ◇行政情報
廃棄物処理法に基づく政令改正の概要
- ◇PCB 処理基準の見直しとこれからの課題
(財)産業廃棄物処理事業振興財団・常務理事 片山 徹
- ◇第4回全国担当者会議開く
- ◇財団設立5周年記念の集い
- ◇債務保証業務シリーズ[6]・現地ルポ
産廃処理業界の老舗、第2世紀を迎える
(ひめゆり総業(株)を訪ねて)

1997 NO. 8 7月

- ◇寄稿
PCB 使用機器等の管理及び処理について
環境庁企画調整局環境保健部長 廣瀬 省
- ◇行政情報
廃棄物処理法の一部改正の概要
厚生省 産業廃棄物対策室
- ◇全国8つの廃棄物処理センターの状況
- ◇対象に(株)静岡資源ー助成事業決定ー
- ◇債務保証シリーズ・現地ルポ
焼却にキルンストーカ炉を採用
((株)富士クリーンセンターを訪ねて)

1998 NO. 12 5月

- ◇寄稿
財団にのぞむ
千葉市環境局長 岩崎 彰明
- ◇行政情報
廃棄物処理法に基づく省令改正の概要
- ◇公共関与による廃棄物最終処分場の建設に向けて
(財)山梨県環境整備事業団・総務課長 今村 均
- ◇平成10年度事業計画決定
-第21回理事会開催-

1997 NO. 9 11月

- ◇寄稿
PCB 処理の推進について
通商産業省環境立地局環境指導課長 林 明夫
- ◇行政情報
廃棄物処理法に基づく政省令改正の概要
厚生省 産業廃棄物対策室
- ◇調査団報告
アメリカ・カナダにおけるPCB処理の状況について
(財)産業廃棄物処理事業振興財団・技術部長 泉澤 秀一
- ◇財団会長に辻義文氏就任
- ◇債務保証業務シリーズ[5]・現地ルポ
嵐山エコスペースの完成と展望
((株)エコ計画を訪ねて)

1998 NO. 13 8月

- ◇産業廃棄物適正処理推進センターの発足にあたって
(財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長 太田 文雄
厚生省水道環境部長 浜田 康敬
(社)経済団体連合会参与 太田 元
(社)全国産業廃棄物連合会会长 國中 賢吉
建設九団体副産物対策協議会会长 坂本 健次
- ◇産業廃棄物適正処理推進センター指定までの経緯と概要
- ◇千葉県における不法投棄産業廃棄物の撤去事例の紹介と実務上の諸問題 千葉県環境部 鈴木 重芳
- ◇行政情報
廃棄物処理法に基づく省令等の改正の概要
- ◇適正処理推進センターの指定申請を承認
-第22回理事会開催-
- ◇日本エコロジー社に決定
-平成9年度助成事業-

1997 NO. 10 12月

- 特集号「財団5周年の歩み」
はじめに
第1部 写真編
写真で見る財団5周年の歩み
- 第2部
お祝いの言葉

1998 NO. 14 12月

特集 PCB処理の現状と対策

- 適正処理運営協議会開く
産業廃棄物適正処理推進センター
- 特 集
PCB 処理
- 第5回全国担当者会議開く

1999 NO. 15 3月

- 不適正保管代執行について
福島県
- 不法投棄対策基金の設置状況
全国調査結果・産廃振興財団
- 債務保証業務シリーズ[7]
三重中央開発(株)・現地ルポ
- 財団の動き

1999 NO. 16 6月

- 「エコパークいづもざき」完成
新潟県
- 不法投棄産廃撤去の実態
現地調査レポート・産廃振興財団
- 第26回理事会開催
- 財団の動き
- 役員・評議員名簿

1999 NO. 17 9月

- 適正な産廃処分場の建設に向けて
花嶋 正孝
- 不法投棄原状回復事業
兵庫県篠山市
- 第28回理事会開催
- 第2回適正処理運営協議会開く
適正処理推進センター
- 財団情報コーナー

1999 NO. 18 12月

- 大盛会だった PCB 講演会
- ドイツの廃棄物政策
経団連廃棄物部会講演より
- インタビュー
公共関与による産廃への取組み
(財)かながわ廃棄物処理事業団
- 第6回全国担当者会議開催
- PCB 講演会アンケート調査結果

2000 NO. 19 3月

- 許可情報、経営情報インターネットで
財団の動き
- 原状回復制度適用案件報告
大阪府大東市
- 産業廃棄物の施設整備と不法投棄対策
第6回全国担当者会議より
- PCB 処理と地球環境保全
PCB 処理講演会より
- PCB 化学処理が始まる
- インタビュー
産廃処理センター事業化への取組
(財)三重県環境保全事業団

2000 NO. 20 6月

- G8 環境大臣会合と滋賀県の廃棄物行政について
國松 善次
- PCB 処理講演会より
酒井 伸一
- 独・蘭視察を終えて
太田 文雄
- 債務保証業務シリーズ[8]
(有)あいづダストセンターを訪ねて

2000 NO. 21 10月

- 財団に望む
庄子 幹雄
- 廃棄物処理法等の改正と今後の展望
由田 秀人
- 産業廃棄物処理業者情報検索システム
産廃振興財団
- 第6回及び第7回適正処理運営協議会開く
適正処理推進センター
- 全国の PCB 廃棄物の保管状況
厚生省
- 財団事務所が新橋に移転

2000 NO. 22 12月

- 財団に望む
古市 徹
- 「産廃情報ネット」の概要
産廃振興財団
- 情報ネット運用開始おめでとう
- PCB 容器処理事業米国・カナダ視察結果概要
泉澤 秀一
- 平成13年度の予算要求について
厚生省
- 第7回全国担当者会議開催

2001 NO.23 3月

—特集—
最終処分場建設をめぐる諸問題

■産業廃棄物問題へのシステムアプローチ
(第7回全国担当者会議より)

古市 徹

2001 NO.24 5月

■環境省における廃棄物・リサイクル行政について

環境省 廃棄物・リサイクル対策部長 岡澤 和好

■平成13年度産廃予算の概要について

環境省

■原状回復支援の現況

産廃振興財団

■債務保証業務シリーズ[9]

(株)クリーンテック

飯坂クリーンサイトを訪ねて

2001 NO.25 9月

◆「地球の未来」のために産業界の果たす役割

(社)経済団体連合会副会長 大賀 典雄

◆[特集] 産業廃棄物の不法投棄未然防止対策

◆財団の動き

産廃振興財団

2001 NO.26 12月

◆[講演] 産業廃棄物問題と排出事業者責任

京都大学大学院教授 植田 和弘

◆第8回全国担当者会議開催 産廃振興財団

◆債務保証業務シリーズ 10 下層路盤材で建技審証を受ける 大阪ベントナイト

2002 NO.27 3月

◆[講演] 産業廃棄物処理行政の方向

環境省 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物対策課長

由田 秀人

◆環境事業団のPCB処理事業

環境事業団 環境保全・廃棄物事業部長 鎌木 儀郎

◆債務保証業務シリーズ 11 浸出水の完全浄化と利用

富士クリーン

2002 NO.28 7月

◆豪州産業廃棄物処理事情調査団報告

産廃振興財団 常務理事 木下 正明

◆産業廃棄物処理業者の格付け手法に関する調査

◆財団の動き 産廃振興財団

2002 NO.29 9月

◆就任にあたって

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

森谷 賢

◆[講話] 新しい環境政策の動向と環境税

千葉大学法経学部助教授 倉阪 秀史

◆不法投棄未然防止対策検討委員会報告書(その2)

産廃振興財団

◆不法投棄現場見学会(埼玉県三芳町他)

産廃振興財団

2003 NO.30 3月

◆財団設立 10周年

◆第1期経営研究会を開催

◆第9回全国担当者会議開催

産廃振興財団

◆[講演] 不法投棄問題を考える

京都大学大学院教授 植田 和弘

◆債務保証業務シリーズ 12

多機能型焼却プラント本格運転に入る

番の州エコサービス(株)

2003 NO.31 7月

◆産廃特措法、改正廃掃法が成立

◆環境事業団の独立行政法人化とPCB処理特殊会社について

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長補佐

松澤 裕

◆財団の動き

産廃振興財団

◆債務保証業務シリーズ 13

特殊階段式ストーカ炉順調に稼働

旭鉱石(株)

2003 NO.32 10月

◆就任のご挨拶 産廃振興財团専務理事 浜田康敬

◆産廃特別措置法基本計画策定

◆「産廃税在り方検討会」の中間的な論点整理について

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

◆不法投棄防止対策検討委員会報告(その3)

◆債務保証業務シリーズ 14

階段式ストーカ炉が完成リサイクル率90%以上

(株)フジコー 白井事業所

2003 NO.33 12月

◆産業廃棄物処理事業優良化促進事業について

環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課課長補佐

◆第 10 回全国担当者会議開催	小野 洋 産廃振興財団
◆ 講演 不法投棄対策の今後の動向について 環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室長 橋詰博樹	
香川県の廃棄物の現状について 香川県環境森林部廃棄物対策課長 西原義一	

2004	NO.34	4月
◆廃棄物処理法の一部を改正する法律案について 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課		
◆平成 16 年度産業廃棄物対策関係予算の概要 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課		
◆環境大臣が実施計画に同意 青森・岩手産廃不法投棄対策 環境省		
◆財団の動き 産廃振興財団		

2004	NO.35	7月
◆日本環境安全事業(株) 宮坂真也社長に聞く 日本環境安全事業株式会社社長		
◆情報公開のためのネットワーク構想を推進 全産廃連青年協議会会长 積孝光		
◆産廃処理業優良化事業推進事業の進捗状況		
◆平成 15 年度不適正処分等産廃物の残存量調査結果		
◆歐州廃棄物処理施設視察報告 産廃振興財団		

2004	NO.36	10月
◆産廃処理業優良化推進事業、評価制度と基準の案まとまる (財)産廃振興財団		
◆P C B 廃棄物の計画的な処理の推進について 環境省 日本環境安全事業株式会社		
◆硫酸ピッチの処理方法について (その 1) 原状回復支援事業技術検討委員会報告書		
◆第 1 期「産業廃棄物処理業経営塾」概要 (財)産廃振興財団		

2005	NO.37	1月
◆財団の目的と活動 太田文雄財団理事長に聞く		
◆廃棄物処理センター整備で意見交換 第 11 回全国担当者会議		
◆平成 17 年度産業廃棄物対策関係予算(案)の概要 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課		
◆産廃処理業優良性評価制度の準備進む		
◆第 1 期「産廃処理業経営塾」前半の状況報告		
◆財団の動き (財)産廃振興財団		

2005	NO.38	4月
◆不法投棄撲滅へ大きな一步 南川秀樹環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に聞く		
◆処理業者の優良性評価制度スタート		
◆不法投棄未然防止対策検討委員会(その 4)		
◆産廃特措法における住民対応(秋田県能代市)		
◆第 1 期「産廃処理業経営塾」卒塾式		
◆財団の動き		

2005	NO.39	7月
◆処理に向けて一致団結を 宮崎章低濃度 PCB 原因究明ワーキンググループ主査に聞く		
◆低濃度 PCB 汚染物対策の調査報告		
◆処理業者の情報公開 500 社に		
◆情報開示パイロット事業に参加して (株)浜田 浜田篤介代表取締役に聞く		
◆平成 17 年度第 2 期「産廃処理業経営塾」始まる		
◆財団の動き (財)産廃振興財団		

2005	NO.40	10月
◆産廃業者優良化を更に促進して 由田秀人環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長に聞く		
◆産廃処理の適正な流れを一層確実なものに 関 荘一郎 環境省産業廃棄物課長		
◆適正処理・不法投棄対策室長就任にあたり 坂川 勉 環境省適正処理・不法投棄対策室長		
◆「企業経営者のための廃棄物セミナー」を開催 (財)産廃振興財団		
◆財団の動き (財)産廃振興財団		

2006	NO.41	1月
◆有機的に機能する活動を 太田文雄 財団理事長に聞く		
◆第 12 回全国担当者会議開催 (財)産廃振興財団		
◆平成 18 年度産業廃棄物対策予算(案)の概要 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課		
◆第二期「産廃処理業経営塾」卒塾式		
◆債務保証業務シリーズ 15 選ばれる処分場を目指して ひめゆり総業(株)を訪ねて		

2006	NO.42	4月
◆物の特性から廃棄物を考えることが必要だ 東京大学環境安全研究センター長、廃棄物学会会長山本和夫		
◆講演 産業廃棄物行政の目指すところ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長 由田秀人		
◆不法投棄対策に係る原状回復事業報告会を開催 (社)日本経済団体連合会		
◆3R イニシアティブ会合開催される		

◆財団の動き

(財)産廃振興財団

2006

NO.43

7月

◆システムづくり・ものづくり

樋口成彬新理事長 就任挨拶

◆平成18年度第3期「産廃処理業経営塾」始まる!!

(財)産廃振興財団

◆産業廃棄物概論「私の提言」

太田文雄塾長開塾講義

◆産廃処理施設の最適配備計画

◆平成18年度産業廃棄物処理助成事業 (財)産廃振興財団

2006

NO.44

10月

◆循環型社会実現のために産業廃棄物適正処理の推進を

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長木村祐二

◆廃棄物の適正処理と不法投棄対策推進のために

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室長 牧谷邦昭

◆持続可能な循環型社会の形成に向かって

産廃振興財団専務理事 飯島 孝

◆石綿を含む廃棄物に係る廃棄物処理法等の改正

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

◆不法投棄未然防止対策検討委員会・その5

◆財団の動き (財)産廃振興財団

2007

NO.45

1月

◆産廃新時代に向けて

産廃振興財団理事長 樋口成彬

◆第13回全国担当者会議開催

●優良化推進事業

●不法投棄回復支援事業の取組

●PCB廃棄物の運搬、処理等の方法について

◆エコアラームネット

(不法投棄等未然防止支援システム)

◆優良性評価制度検索機能パワーアップ

◆産廃処理業経営塾卒塾式

2007

NO.46

4月

●循環型社会の形成に向けて

(社)日本経済団体連合会環境安全委員会

廃棄物・リサイクル部会長 吉川 廣和

●東京スーパーイコタウンを見学

産廃懇話会

●産業廃棄物処理業経営塾 第4期生募集始まる

●平成18年度産業廃棄物処理助成事業決定

(財)産廃振興財団

●債務保証業務シリーズ16

5層の漏洩検知付シートを採用

三山クリーン(株)

2007

NO.47

7月

●循環型社会の構築を世界規模の視点で

岡山大学環境学研究科教授 田中 勝

●世界に広げる3Rの環

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課長

紀村 英俊

●優良化推進事業<速報>アンケート結果

●産業廃棄物処理業 経営塾 OB研修会と第4期開始!!

●債務保証業務シリーズ17

バイオソリッド燃料化

大栄サービス(株)

2007

NO.48

10月

●産廃対策の制度改革と方向

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 由田 秀人

●解説3編

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

■再生利用認定制度に係る施行規則一部改正へ

■欠格要件をめぐる現状の問題と今後の動き

■物品賃貸業に係る木くず等が産廃へ

●循環型社会における産業界の役割[新シリーズ第1回]

日本経済団体連合会 産業第三本部 池田 三知子

●産廃振興財団の動き

2008

NO.49

1月

●財団に求められる役割とは

(財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長 樋口 成彬

●総合環境ビジネスへの挑戦

産廃振興財団顧問・経営塾塾長 太田 文雄

●第14回全国担当者会議開催

■不法投棄の未然防止と課題

■循環型社会に対応した廃棄物管理と計画

■PCB廃棄物への取り組み

●循環型社会における産業界の役割[新シリーズ第2回]

電気事業連合会立地環境部長 渡邊 広志

●産廃振興財団の動き

今号に掲載した創刊号～49号

までの機関誌は当財団

HP(<http://www.sanpainen.co.jp>)

でPDFを見るることができます

発売中!!

そのしくみ
と活用
マニュアル

産廃処理業者 優良性評価制度の解説

内 容

解 説

- ①評価制度の基本的な考え方
- ②評価制度のしくみ
- ③評価基準項目

マニュアル

- ①情報開示システムへの情報登録方法
- ②データ登録修正する場合のCookieの設定手順

参考資料

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要
- ②平成15年度委託実態調査結果
- ③平成15年度処理業者実態調査結果

A4版カラー(一部)114頁/価格1,500円(送料別)

編集/(財)産業廃棄物処理事業振興財団 発行/(株)環境産業新聞社

●書籍名 ●部数 ●送り先住所、TEL
●ご担当者名を明記してください

お申し込みはFAXで

03(3437)0074

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-9



編 集 後 記

今号は通算第50号。財団と縁の深い小林康彦日本環境衛生センター理事長に財団設立当時のことを振り返っていただいた。なお、本誌のバックナンバーは第1号からすべて、当財団ホームページ「産廃情報ネット」に全文アップしているので、ご利用いただきたい。

さて、昨年話題になったカルチャーニュース「生物と無生物のあいだ」(福岡伸一著)で知ったのだが、人体は

原子レベルで見ると数カ月でスッカリ新しいものに入れ替わっているのだそうだ。編集子の一一向に減らないメタボ三段腹も、中味としては日々更新されているとは!

この「入れ替わり」があることこそが、生きている証拠であり、そのためには日々新しい元素(食べ物)を取り入れなくてはいけないというわけだ。

編集子の愛読書に「リビングカン

パニーー千年企業への道」(堀出一郎訳、日経BP社)がある。原著者はシェル石油の調査部長だったオランダ人で、各国の長命な企業に見られる共通的な特徴を分析している。

会社組織も生き物。新陳代謝を怠ると黄信号が点るのではなかろうか。本誌も皆様のお陰で50号に到達することができたが、これを機に思いも新たに歩んで行きたい。

(三古)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% www.team-6.jp

(財)産業廃棄物処理事業振興財団はチーム・マイナス6%に参加しています。



産廃振興財団NEWS

2008.4 vol.16 No.50

発行日 平成20年4月25日

発行人 樋口 成彬

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号堀内ビルディング3階

TEL (03) 3526-0155 FAX (03) 3526-0156

URL <http://www.sanpainei.or.jp>

印 刷 (株)環境産業新聞社